

過労死防止「国の責務」

3/20 自民 大綱策定へ法律骨格案

自民党雇用問題調査会のワーキングチームは19日、東京

自民党の過労死対策法の骨格案

- 実態の調査研究
- 国民への啓発
- 過労死の恐れのある人や家族が相談できる体制の整備
- 民間団体の活動への支援

都内で会合を開き、過労死や過労自殺を防止する法律の骨格案を提示し、大筋で了承された。国が対策実施の責務を負うと明確にし、過労死を防ぐための大綱を作ることが柱。チームは今後、最終的な内容を詰めて法案を作成する。

過労死を防ぐ法律は超党派の国会議員連盟（議連）が議員立法での成立を目指しており、昨年末に議連の野党議員が先行して「過労死等防止基本法案」を国会に提出している。自民党は議連とも調整し、今国会での成立を目指す。

骨格案では国による対策として①過労死の実態の調査研究②国民への啓発③過労死の恐れのある人や家族が相談できる体制の整備④民間団体の活動への支援一を列挙。地方自治体や事業主に対し、対策に協力することを努力義務とした。

国には大綱策定のほか、過労死や過労自殺の報告書を毎年国会に提出するよう義務付けた。対策を進めるための協議会を厚生労働省に設置し遺族も加わる。「過労死を間近で見てきた人の意見は貴重」として遺族側が求めている。

ワーキングチームの事務局長を務める馳浩衆院議員は「労災認定される過労死事案は水山の一角だ。まずは調査研究を行い、必要な措置を検討していく」と話した。

チームは2月にいったん原案を示したが、過労死の実態調査や研究を主な目的とする内容にとどまった。